

第十一章 成長力

第一節 端倪すべからざる成長力

- 一 成長の軌跡
- 二 タラントの譬え

第二節 成長の機会

- 一 よき環境で修行を積む
- 二 叱責を受ける

第三節 成長のための原則

- 一 集中して仕事をする
- 二 勝つことにこだわる
- 三 仕事で名人になれ、余技の達人になるなかれ
- 四 他人の意見を受け入れる
- 五 弁解をしない
- 六 “間に合わせ”をしない
- 七 仕事を楽しむ。弁護士であることを楽しむ

余節 良い弁護士の見分け方 10ヶ条

第一節 端倪すべからざる成長力

私は、本書発刊時までちょうど 20 名のイソ弁を雇用し、一緒に仕事をしてきましたが、そのイソ弁達の多くに共通の“成長の軌跡”とも言うべき現象を見てきました。

それは、イソ弁の当初においては、ある部分で仕事が速く、ある部分で仕事が遅い、という現象です。

一 成長の軌跡

1. イソ弁の当初

1) 仕事が速い部分

仕事が速い部分は、法律相談でも、訴状、答弁書、準備書面などの訴訟関係の書面を書く場面でも見られます。

イソ弁達は、これらの仕事を速くこなしたつもりで、次の仕事を待つのですが、彼らがこなしたはずの仕事は、24 ページの「後遺症の治療費は請求できるか？」という相談に対し、「論理的には請求できないはずだから、できない」と間違った回答をする仕事や、58 ページの交通事故訴訟における、相手方代理人が書いた答弁書と実況見分調書を見て、戦う意思を放棄して相手方代理人の主張する事実は正しいと判断する仕事、あるいは 122 ページの A 弁護士のような調査が望まれるのに、通り一遍の調査をただけで準備書面を書くような仕事ですから速いのです。

本人には無論その意識はありませんが、要は、手抜き仕事だから速いのです。

2) 仕事が遅い部分

仕事が遅い部分は、33 ページの法律相談のように、2 時間も相談時間をとりながら重要なことは何も聴取できていない仕事や、102 ページの何度も書面を書き直させられるような仕事をするから遅いのです。

イソ弁達の当初の仕事とはこんなものなのです。

2. その後

しかしながら、“男子三日会わずんば刮目^{かつもく}して見るべし”という言葉があるように、彼らは成長し、その仕事ぶりは変わります。速い者で 1 年もすれば、驚くほどの成長を見せます。

人は、まことに、端倪^{たんげい}すべからざる成長力を秘めているのです。

この章では、弁護士に必要な成長力とその成長力を生み出すものについて触れてみたいと思います。

二 タラントの譬え

新約聖書マタイの福音書 25 章 14 節以下に、いわゆる「タラントのたとえ」が載っております。

主人が旅に出るとき、3 人の僕しもべを呼び、その能力に応じて、1 人に 5 タラント、1 人に 2 タラント、もう 1 人に 1 タラントを預けました。

そして、主人が旅から帰ってきたとき、これら 3 人の僕を呼び出し、各人に預けたお金の精算を求めたのですが、5 タラントを預かった僕はその 5 タラントを使って 5 タラントを稼いでいましたので、主人に 10 タラントを渡します。2 タラントを預かった僕は 2 タラントを稼いでいましたので 4 タラントを渡します。主人は彼らを誉め、たくさんの財産を預けることを約束します。ところが 1 タラントを預かった僕は、その預かったお金を地面の下に隠していましたので、何の稼ぎもせず、1 タラントを返したのみでした。

そのときこの僕は、主人に、「ご主人さま、あなたは、^ま蒔かない所から刈り取り、散らさない所から集めるひどい方だとわかっていましたので、私は怖くなり、出て行って、あなたの 1 タラントを地の中に隠しておきました。さあどうぞ、これがあなたの物です。」と言ったのです。

これに対し、主人は彼に対し「悪いなまけ者の僕よ。私が蒔かない所から刈り取り、散らさない所から集めることを知っていたというのか。だったら、おまえはその私のお金を銀行に預けておくべきだった。そうすれば私は帰って来たときに、利息がついて返してもらえたのだ。だから、そのタラントを彼から取り上げて、それを 10 タラント持っている者にやりなさい。」と言い、その僕から 1 タラントを取り上げ家から追い出してしまったのです。

聖書は、このたとえの後、「だれでも持っている者は与えられて豊か

になり、持たない者は持っているものまでも取り上げられる。」と含意がんいのある言葉で括くくっています。

このたとえについては、宗教的な解釈はあるでしょうが、タラントという言葉の意味が「才能」であることから、才能の出し惜しみを咎める意味がある、とは言えないでしょうか？

ここでは、敢えて、その意味に理解してみたいと思います。

弁護士に限らず、人には皆、与えられた才能があるはずで、その才能を生かさなない者は、このタラントのたとえのように、「持っているものまでも取り上げられる」とは言えないでしょうか。

才能を磨けば、人は必ず成長するはずで。

しかしながら、才能があることと成長することはイコールではありません。成績が優秀であるのに、後の成長が期待したほどではない、と思われる人がいます。成績が必ずしも優秀とは言えないのに、大きく成長する人もいます。

前者が、優秀であることを^{おご}驕り、必死の努力をしないとき、気が付けば、後者が巨人になっており、そして、自分は小人でしかない現実に、直面するかもしれません。

後者が、自分に不足するものを求め、必死の努力をするとき、気が付けば、あれほど見えないと思っていたものが見えている、しかも、深くまで見えている、そんな心境に達していることもあるだろうと思います。

人は神から与えられた才能、タラントを土に埋めてはならないのです。

第二節 成長の機会

一 よき環境で修行を積む

成長をするかどうかは、環境と努力で決まると思います。努力については、次節で述べることにし、ここでは環境の重要性を指摘しておきたいと思います。

91 ページに、他人が書いた文章を正確に引用しないで、自ら考える文章の趣旨や“意味づけ”を他人が書いた文章そのもののだとして引用した3名の弁護士の例を取り上げましたが、このうち2人は、立派なボス弁の下で働く弁護士歴5～10年のイソ弁です。これらの弁護士は、引用の間違いの箇所だけでなく、他の文章の間違いの箇所にも出てくるのですが、もし、ボス弁が、これら若いイソ弁に、イソ弁になった当初から、きちんとした文章の書き方を教えておれば、これらの弁護士は、もっと弁護士らしい文章が書けるようになっていたのではないかと思います。

裁判官の場合、裁判官になった当初は、判事補です。その判事補も5年経過すると特例判事補になり、単独で裁判所を構成し、判決書を書くのですが、特例判事補が書く判決書の中で、上記3名の弁護士のような文章を見ることは、まずありません。

それは、裁判官は、任官後すぐ合議体の構成員（左陪席）になり、裁判長や右陪席によって文章の書き方の特訓を受けますので、その効果によるものではないかと思います。

同じ司法試験に合格し、同じ司法研修所を卒業しながら、弁護士には文章が書けないと思える人がおり、裁判官には文章の書けない人はいないように思えるのは、多分、起案の特訓を受けたか、受けていないかの、つまりは教育の差によるものではないかと思われます。その意味で、弁

護士にも教育環境は大切だと思うのです。

人は、水が低きに流れるように、易きに流れやすい性情をもち、朱に交われれば赤くなる、と言われるように、環境に染まりやすい体質をもっている、と言えるでしょう。

ですから、弁護士に限らず、人は、易きに流れない、自己に厳しい鍛錬の場となる職場、弁護士で言えば事務所で、仕事をするのがベストでしょう。

本書を発刊しようとしている平成22年という年は、弁護士の大增員時代に入っている年です。生まれたばかりの多くの弁護士が、多くの事務所に勤務するようになっていますが、それまでにはあまり見られなかった勤務弁護士の流動化現象が起きてきているように思えます。

勤務はしたが、そこのボス弁では修行にならない、もっと勉強になる良き弁護士の下で仕事をしたい、という思いをもった弁護士が、就職先を変えようとしているのです。

原則を持ち原則に生きる良き師がおり、原則を学び原則を実践する弁護士として成長したい、という希求。

同じ志を持ち同じ理想を持つ良き同僚がいて、互いに切磋琢磨しあう環境下で勉強をしたいという希求。

そのような希求を持つ弁護士が、多いのです。

環境は、成長に大きく影響するように思えます。

二 しっせき叱責を受ける

人は叱られなければ成長しません。

菊池寛の作品『忠直卿行状記』は、叱られない者、注意をされない者の、一つの姿を描いていますが、人は叱られて教わることが多いのです。そして、人は、叱られたことは忘れることはないのです。

では、「叱る」とはどのようなことでしょうか？

叱るとは、相手の非を取り上げ、それが非であることを伝え、非を繰り返さないことと同時に正を行うことを要求する行為である、と言っても良いでしょうが、言うまでもなく、叱られる原因は一樣ではありません。怠慢や消極姿勢を咎められて叱られる場合もありますが、仕事に対する意欲がボス弁の方針と異なり叱られる場合もあります。

前者の理由で叱られるのは、叱られて当然なのですが、問題は後者の場合です。

叱られる者の意欲を削がないで、その意欲をより価値の高い仕事に向けさせていく必要があるからです。

叱られる原因が、怠慢や消極姿勢であれ、仕事に対する基本的な考えの相違から来るものであれ、人は、まだその道で経験を積む前は、何が正で何が非か分からない時期があります。

この時期には、無意識のうちに非を重ねることが多いと思われそうですが、その非をボス弁や先輩より指摘され、正されることは、得難い経験になるのです。

私は、本書を出版する今、弁護士生活 40 年になりますが、これまで多くの人から叱責を受け、学んできました。

叱られて学んだことは貴重な財産になっています。

私は、また、直近 30 年の間に 20 名のイソ弁を教え、一緒に仕事をしてきました。

そのイソ弁の皆さんが、年に 1 度は必ず、集まり、会合をもって下さるのですが、そこでは必ずと言って良いほど、何名かの方が、私からこう言われた、こう叱られたという話をされます。

彼らは、懐かしそうにそのときの私の言葉を紹介し、これらの注意や叱責の言葉が彼らの財産になっている、と言ってくださるのです。社交辞令も無論ありますが、叱責が人を作る、という事実は否定できないところだと思えます。

叱責は、それほど効果がある、とは言っても、叱責は、叱責する者には、実に重くて苦しい負担なのです。

人を叱るということは、その人と正面から向き合うということです。正面から向き合い、己の生き方、やり方を言葉で伝え、相手に同じ生き方、同じやり方ができるかと問うのです。

叱責の内容が、弁護士としての生き方や仕事に対する基本的な姿勢に関するものである場合は、相手であるイソ弁が独立していくことまで覚悟しておかなければならないのです。

私はこれまで 20 名のイソ弁の方と共に仕事をしてき、それぞれの方になにがしかの注意や叱責をしたとは思いますが、同じ人に何度も叱責をすることはありません。

それほど叱責は叱る者にも重大な決意と大きなエネルギーが要るのです。

強く叱責した相手は、その分大きく成長している、というのが私の実感です。

第三節 成長のための原則

一 集中して仕事をする

人はどのようなときに成長するのでしょうか？

弁護士の場合、集中し没頭して仕事をするとき、もっとも大きく成長するのではないかと思います。

一つの事件に取り組み、そこに集中し、熱中する。時間の経過を忘れ、食事をすることも忘れ、寝ることすら忘れて集中する。いえ、没頭するのです。

その結果が、雄叫びを揚げたくなるような勝利であっても、自分の非力を見せつけられるだけの惨たる敗北であっても、いえ、後者の方がより大きく、その弁護士を成長させるように思えるのです。

集中して仕事にあたる、ということは、大切です。

弁護士が、仕事に集中し没頭しないと、必ず遺漏が生じます。集中し没頭するということが、事件の内容を隅々まで目配りできるということでもあるのです。

弁護士は、どんな事件でも、事実が争われている限り、記録を読み返して、出すべき主張はすべて出しているか？ 証拠に不足はないか？ 書証の記載内容を見落としはないか？ 人証は必要な証言をしているか？などを検証することが必要です。

書証の1つを読み返すだけで読み落としを発見することがあるので、アガサ・クリスティが産んだエルキュール・ポアロよろしく、注意深く記録を読むことは大切です。

そのためには、仕事に集中し没頭することが必要になるのです。

その結果、つまり時間をかけ仕事に集中し没頭することの結果、弁護士には、四六時中、思いがけない瞬間に、その事件での攻め方、守り方が頭脳の中で生まれてくるのです。

本能が、思いもしなかったような知恵を与えてくれるのです。知略を授けてくれるのです。

それだけでなく、一つの仕事に集中し、深く掘り下げて思考していけば、“深さは広さに通ずる”というべきか？ 見えないと思っていたものが、広く、見えるようになるのです。

広さは、恐らく、深さに通ずることはないと思いますが、“一芸に秀ずる者、万芸に通ず”で、深さは広さに通ずると思えるのです。

二 勝つことにこだわる

訴訟は、いずれ判決を迎えます。勝つか負けるか、は依頼人にとっては重大なことです。

弁護士は、その依頼人の利益の最大値を確保する義務、誠実義務を負っているのですから、訴訟では勝つことにこだわらなければなりません。

判決は、事実には法が適用される結果言い渡されるものであり、法律はなんびとも変えることはできないのだから、事実が変わらない限り、勝敗は変わらない。そして、事実は現実に発生した事実であり、これもなんびとも変えようのないものであるから、判決は、誰がしても勝つものは勝つ、負けるものは負ける、と考える弁護士がいます。

しかしながら、判決で認定される事実は、弁護士の働きいかんで変わるものなのです。

ここで、訴訟における事実を、裁判所の側から眺めてみます。

はじめ、裁判所が認識する事実は、訴状と答弁書に書かれた事実です。そして、当事者間で争いがある事件では、通常、訴状に書かれた事実と答弁書に書かれた事実は異なるのです。

この場合、原告が主張する事実が認定されると原告が勝ち、被告が主張する事実が認定されると被告が勝つのが普通です。

現実が発生した客観的事実は一つであっても、当事者が主張するその現実が発生した事実は二つあるのです。

いずれの事実が客観的に存在した事実、すなわち真実かは、裁判所が、限られた主張と限られた証拠の中から見出すしかありません。

なんら遮るものがない状態で天空を見上げて発見できるものと、狭い空間から天空をのぞき見て発見するものが異なるように、過去に現実が発生した事件現場に行くことの出来ない裁判所は、当事者の主張と立証という、限られた空間からしか天空をのぞき見することができず、その見る空間の具合で異なる天空を見ることになるのです。

ここに弁護士の働きのあるのですが、弁護士の働き次第で、裁判所がのぞき見する事実の形が異なるのですから、弁護士は、自分の依頼人に有利な事実を発見してもらうよう最大の努力を払わなければならないのです。

それには、“勝つ”ことにこだわり、勝つことに執着しなければならないと考えるのです。

こだわるから、執着するから、訴訟に粘りが出、不利な事件を有利に持って行けるのです。

そして、この勝つことへのこだわりは、弁護士の持つすべてを出し切って戦うことになりますので、結果のいかんにかかわらず、弁護士を成長させると思うのです。

無論、勝つことにこだわるからといって、真実義務に反してはならないことは、言うまでもありません。

三 仕事で名人になれ、余技の達人になるなかれ

仕事で名人になれ。余技の達人になるなかれ。

この言葉は、その昔恩師から聴かされた言葉ですが、その言葉を聴かされて40年を越える今、この言葉は、まさに至言だと思います。

要は、弁護士は、すべてのエネルギーを弁護士の仕事に費やし、己を燃焼し尽くさないと、それまでのエネルギーを越えるエネルギー、それまでの知恵を越える知恵は得られない、ということなのです。

ですから、弁護士は、ある程度の経験を積むまで、仕事一筋に生きるべきだと思います。

弁護士に、仕事以外にエネルギーを燃やすものがあるとき、その弁護士のもつエネルギーは分散され、中途半端な仕事しかできなくなる危険があるのです。

仕事で名人になれ、余技の達人になるなかれ、です。

四 他人の意見を受け入れる

若いけれど、頑固な人がいます。

年を取っても、他人の意見に耳を傾け、良いと思う意見ならそれを受け入れる人もいます。

前者は、実際の年齢は若くとも、精神の柔軟性と発展性では老けており、後者は、実際の年齢は老けていても、精神の柔軟性と発展性では若いと言えるでしょう。

精神の柔軟性と発展性で、若いのか、老けているのか、を分けるものはなにか？

自説にこだわるかどうかは、その1つであろうと思います。

自説にこだわる弊害は、実に大きいものがあります。

自説と相容れない意見を、他の者から聴かされたとき、前者は、反発し、後者は興味を示します。

反発する者は、感情を興奮させ、口角沫^{あわ}を飛ばして、反論します。

自説に反する見解の併存を許容することができないからです。

興味を示す者は、自説と相容れない意見を注意深く聴き取り、自己の発想になかった他人の発想を発見すると、新鮮な気持ちで、その発想の存在を認めます。

自説とは異なるが、このような発想もあるのかとの許容です。

ときにその発想を自己の意見に取り込む場合もあるのです。

人が大きく成長するためには、既成の概念に囚われない、自由な発想が求められるのです。

自説にこだわり、自説に縛られるようでは、成長は望めません。

五 弁解をしない

注意や叱責は、相手に“変わることを要求することです。これに対し、弁解は“変わることを拒否する”ことです。

A 弁護士が、ボス弁より、甲事件の取り組みの遅さを注意されます。

A 弁護士は、「乙事件で多忙だったので、甲事件の取り組みが遅れたのです」と弁解しました。

ボス弁が、「なるほど、そうだったのか、ではA 弁護士を叱れないんだな」と思うと、注意が注意にならなくなります。

ボス弁が「君は、多忙だったという乙事件で、1度でも徹夜したことがあるのか？ 日曜・祭日に1度でも事務所へ来て仕事をしたことがあるのか？ 通常の出勤による仕事しかしない奴がつべこべ言うな。すぐにでも甲事件に着手せよ。徹夜してでも、最後までやれ」などと言ってくれれば、イソ弁は変わります。

イソ弁にとっては、弁解を受け入れてくれるボス弁の存在は不幸です。弁解が通るということは、現状を変えないことが許されることです。現状を変えることを契機に成長するという機会を、みすみす失わせてしまうからです。

イソ弁自身、ひとたび弁解が成功し、叱責を回避し得たという“成功体験”を得てしまうと、次に別の理由で叱責を受けるようになったとき、またしてもその矛先を鈍らす弁解を考え出すのではないかと思います。それが繰り返され、弁解が習い性になってしまいますと、もうイソ弁は、現状を変えることができず、立ち直れなくなります。

“鉄は熱いうちに打て”といます。

叱責に弁解で応えるようになってしまっただけは、遅いのです。

弁解する弁護士には、成長は望めません。

六 “間に合わせ”をしない

弁護士には、仲間内での勉強会、他業種の方々と交えた研修会、事業家や一般の方々と相手とする講演会など、法律実務家としての力を発揮すると同時に、新たな力を養う機会が、結構多くあります。

このような研修会などの講師をしながら、詳細なレジュメを作らず、他人の著作物やそのコピーを配布して、講演や講義をする弁護士をときに見かけることがあります。しかし、弁護士は、このような“間に合わせ”をしてはなりません。

何故か？

① 内容の問題

他人の著作物は、その会合のために作られたものではないため、会合の目的や出席者のニーズに合致しているとは言えないこと

② 弁護士の能力が生かせない問題

他人の著作物を配布して、それに沿って講演や講義をするのは、講演や講義をする弁護士にとっては、事前の準備をしなくてもよいので、実に楽な仕事です。

仕事が楽である、ということは、努力をしない、勉強をしない、新たな発見がない、ということでもあるのです。

この楽な仕事は、自らの知識をさらに広げ、思考し、推敲する機会をなくしてしまうことになるのです。

③ 会合に参加する人に対する問題

その“弁護士”の講演・講義を聴きにきた参加者への礼を欠くこととなります。

弁護士が“間に合わせ”をすると、文章力、弁論力等の弁護力がつきません。

間に合わせをしてはならないのです。

七 仕事を楽しむ。弁護士であることを楽しむ

この言葉に具体的な意味や内容はありません。イメージだけの言葉です。

しかし、本節の掉尾ちょうびに相応しいと思い書いてみたものです。具体的な意味と内容は、読者それぞれに、盛り込んでいただきたいと思います。

せつかくの人生。一度しかない人生。その人生の多くの時間を仕事に費やしている人にとっては、成長もまた仕事の中で果たしていくのですから、仕事を楽しむことが、自然、より大きな成長につながると思うのです。

余節 良い弁護士の見分け方 10ヶ条

第1条 簡潔な言葉で、具体的に、分かりやすく、 法律の解説をしてくれる弁護士

良い弁護士は、法律知識が豊富ですので、法律問題を具体的に分かりやすく解説してくれ、そうでない弁護士は、法律知識が豊富とは言えませんので、具体的で明確な回答が出せず、解説が抽象的で、長く、そして、理解し難いものです。

第2条 あなたに権利がないと回答するときは、 文献を示し、あるいは判例を示して、あなたが納得 できる解説をしてくれる弁護士

法令や判例は日々生成、変化しており、弁護士が法の知識を完全に持っている、ということは、ありえません。調べれば、あなたに権利があることが分かるのに、調べないで、あなたには権利はないという弁護士がいたら、その弁護士は最悪の弁護士です。そんな弁護士にあたった日はまさに災難と言うほかありません。

弁護士が、あなたに権利はないと言うとき、文献や判例を示し、あなたを納得させ得るかどうか、良い弁護士を見分けるポイントです。

第3条 法的、論理的に考える弁護士

法的紛争は、多くの場合、論理的な帰結が解決の指針になるものです。法論理性のない、情宜論、常識論、感情論、あるいは、法に根拠のない独自の思想により、回答を出す弁護士がいたら、良い弁護士とは言えません。

弁護士の説明や解説に対し、法令や判例あるいは文献の根拠を求めてみることです。弁護士の良否が分かります。

第4条 よく話を聞いてくれ、準備に十分な時間を とってくれる弁護士

弁護士が法的紛争を解決するためには、正確な事実の把握が必要です。そのためには、依頼人から十分に事実を聴き出さなければなりません。また、打合せ、現場の検分、帳票類の精査、関係者や専門家からの事情や意見の聴取等々が必要になります。依頼人からあまり話を聴かない、準備に時間をかけない弁護士は、良い弁護士とは言えません。

第5条 同じ質問をしない弁護士

弁護士がよく事実を把握しているかどうかは、弁護士が同じ質問をするかどうかで分かります。もし、あなたが委任した弁護士が、打合せのときに、あなたが説明した事実を覚えておらず、同じ質問をするようになったら黄信号です。それが3度となり4度となると赤信号です。

第6条 あなたの意向に沿った仕事をする弁護士

法的紛争は、必ずしも、全面的に争った結果の判決で解決することが最善というわけではありません。解決方法の選択は、まずは本人が決めることです。あなたの考える解決方法に従わない弁護士がいたら、良い弁護士とはいえません。

第7条 時間を守る弁護士

弁護士は、正確な事実の調査、的確な法の適用を通して、依頼人の正当な利益に貢献する者です。時間にルーズな弁護士は、事実の調査や法令の調査研究にもルーズである、と言えますので、そのような弁護士には注意が必要です。限られた時間内に証人尋問をしなければならない大切な期日に、遅刻した弁護士は、その遅刻分、自分の尋問時間を削られてもやむを得ません。遅刻はいろいろなところで不利益を招きます。

第8条 仕事の速い弁護士

仕事が速いか遅いかは、弁護士の能力を量る重要なバロメーターです。仕事が速いということは、準備に十分な時間をかけ得るということであり、万全を期して法廷に臨めるということです。準備不足で法廷に駆けつけた弁護士と十分な準備をしてきた弁護士が法廷で対峙したとき、どちらが勝利を得るのでしょうか？

弁護士の仕事が速いかどうかは、弁護士からあなたへの期日連絡、起草した各種文書の検討要請などの速さで分かります。

第9条 弁護士報酬をはじめとする弁護士と依頼人との約束事を書いた委任契約書を作成する弁護士

弁護士と依頼人との間で、弁護士報酬をめぐるトラブルは後を絶ちません。ですから、依頼人は、弁護士との間に、弁護士報酬を始めとする約束事を書面で明確にすれば安心できます。また、弁護士の法的無知が原因で、依頼人が敗訴する場合があります。ですから、弁護士も、裁判所と法的見解が異なったことが原因で敗訴した場合は、弁護士報酬を全額返還するくらいの約束をし、書面にすべきです。これらを書面にする弁護士は良い弁護士と言えます。

第10条 事実を曲げない弁護士

事実を曲げない、ということは、モラルの問題であるとともに、戦略上の鉄則です。

あなたが、目先の利害に惑わされて、事実と反する主張をしたとします。明晰な頭脳と俊敏な眼を持つ相手方代理人はそれを見逃すはずはありません。徹底的にそれを衝き、あなたが描いた絵に大きなシミのあることを浮き彫りにしてしまうでしょう。そうなればあなたの戦略は音を立てて崩れ落ちます。事実を曲げてはならないのです。

まとめ

良い弁護士とそうでない弁護士。

その差は、あなたが考える以上に大きい、と思います。良い弁護士を見つけるためには、労を惜しまず、複数の弁護士を訪ね、法律相談を試みることです。弁護士報酬の額を尋ねてみることです。弁護士の持つ法の知識や仕事に対する姿勢・熱意や報酬の額を比較して、納得のできる弁護士に、事件を委任すべきなのです。